

教育委員会会議の概要（令和3年5月定例会）

- ◆ 日 時 令和3年5月14日（金）午後2時00分から午後4時43分まで
- ◆ 場 所 教育局 第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	福 田 洋 之	出 席
委員・教育長職務代理者	花 渕 浩 司	出 席
委 員	里 村 正 治	出 席
委 員	阿 子 島 佳 美	出 席
委 員	梅 田 真 理	出 席
委 員	川 又 政 征	出 席
委 員	後 藤 由 起 子	出 席

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議 事 録 承 認 4月定例会
- 3 議事録署名委員の指名 後 藤 委 員
- 4 報 告 事 項
(1) 市議会報告について

(総務課長 説明)

資料に基づき報告

後 藤 委 員 民主フォーラム仙台の村上議員からの授業参観等の実施についての質問だが、保護者の立場から、こちらの答弁内容を支持させていただきたいと思う。授業参観や懇談会はとても大切なもので、連絡帳やお便りでは分からない、会って話してみないと解決しないことが教育現場にはたくさんある。学校はその重要性を理解し、時間制限や人数入替え制などの感染対策をした上で授業参観を実施している。不安を抱えている保護者も確かにいると思うが、子供にとって何がいいかということだけを考えれば、授業参観や懇談会といったコミュニケーションを取る場は大切で、実施するべきだと考える。

緊急事態宣言下でも、子供の成長、子育ては止まらないので、教育もできる限り子供たちに寄り添った形で、できることをできる形で工夫してやっていただきたいと思います。

教育委員会も、現場の学校関係者を応援し、最後まで子供たちを守る、教育現場を守るという立場で、こうした対応を取っていると思うので、保護者として感謝している。

(2) オンライン学習の実施に向けた取組について

(教育指導課長 説明)

資料に基づき報告

梅田委員 質問が2点ある。

1点目は、8月を目途にネットワーク回線の増強を進めているということだが、これは、例えばオンライン学習の練習等々をするために全校児童生徒が一斉に使用しても大丈夫な状況にするということか。

2点目は、家庭での練習をいつ、どのような形で行うのかについて、やり方の工夫が必要だと思うので、質問させていただきたい。

教育指導課長 まず、回線の状況について、1人だけが学校とやり取りする分には問題はないが、人数が多くなると途中で画像が止まるなどするため、そうしたことを防ぐための増強を進めている。

また、家庭での練習について、問題を解かせるなどといった宿題というよりは、まずは回線をつないでみることを目的とし、例えば何時から何時に何年何組がつながく練習をしてみるなど、各学校が工夫して進めていただきたいと思います。

梅田委員 そうしていただけるといいと思う。また、回線については、全員が回線をつないでも大丈夫な、しっかりしたものにしていただけるとありがたい。

里村委員 海外でのオンライン学習における問題を踏まえた観点から、仙台市ではきちんとしてほしいという思いで意見を申し上げる。

1つは、子供の立場である。オンライン学習にストレスを感じる子供や、家庭ごとのオンライン環境の差もあるため、子供たち一人ひとりの習熟状況について丁寧にアプローチをしていただきたいと思います。

そういう観点から、説明にあった所定の時間にコメント入力をしてもらい、コメントのない子供には別途手を差し伸べるというやり方は、子供のオンライン学習の受入れ度を客観的に把握する手段にもなっているので、いいと思う。

もう1つは、オンライン学習に向けた先生側の姿勢のばらつきである。教室での授業が上手な先生が、当然にオンライン学習が上手とは限らないため、先生方がオンライン学習という新しい道具を上手に使いこなせるよう、校長先生、教頭先生を含め、自分たちも勉強しなければならないという気持ちで臨んでいただきたいと思います。

繰り返しになるが、オンライン学習は、物理的なセッティングが一番の問題ではあるものの、生徒の立場、保護者の立場、それから先生の立場から、お互いに新しいことをやろうとしているのだという、ある意味で謙虚な気持ちで進めてほしいと思う。

教育指導課長 子供の立場、教員側の立場ということでお話をいただいたが、児童生徒のオンライン学習の理解度を確かめることや、教員側が授業づくりの1つとしてどのように進め、

またどういうパターンで端末を使うのかといったところは、今後も検証して一緒に学んでいかなければならないと考えているため、その方向で進めたいと思う。

花 瀨 委 員 家庭での練習について、W i - F i 環境の違いなどがあると思うが、それは学校での対応となるのか、それとも各家庭で対応するのかお伺いしたい。また、端末について自宅に持ち帰ることを想定しているのかについて、今の段階でわかれば教えていただきたい。

教育指導課長 今現在の話となるが、端末は基本的に学校で使うことを想定している。非常時には持ち帰りも想定されるが、家庭によってW i - F i 環境に違いがあると思うので、そうした際には各学校に数台配備しているL T E 端末の活用を検討していただく。また、家庭で所持しているため学校の端末は不要という場合もあることから、そういった調査も行いながら活用していくことを考えている。

阿 子 島 委 員 家庭での練習の日に、保護者の仕事の都合などにより放課後子ども教室等に通っている児童については、そうした場所でも対応していただけるのか。また、家庭でも確認したい場合に、保護者がいる時間で別途確認できるのかお伺いしたい。

教育指導課長 説明の中でも触れたが、児童生徒1人でできる場合と、保護者が一緒にいないと使えない、設定できないという場合があるため、家庭と学校で相談しながら進めざるを得ないと思う。クラス一斉に行えず、後日学校で別途対応する必要があるケースも発生すると思う。

阿 子 島 委 員 ぜひ各自一度は家庭で確認できるよう、クラス一斉が難しいときには、保護者の方が休みの日などに確認できる体制を整えていただきたいと思う。

後 藤 委 員 自宅に端末を持ち帰り、破損してしまった場合の保険や補償について教えてほしい。

教育指導課長 状況にもよるが、故意に破損させた場合には、負担をしてもらわなければならないこともあると思う。ただ、これは家庭に持ち帰ったときだけではなくて、学校の中でもあり得ることであり、通常使用しているなかでの破損は仕方がないと思うので、その際は学校の予備機を代用していただくこともあり得ると思う。

(3) いじめ対策ハンドブックの改訂について

(教育相談課長 説明)

資料に基づき報告

里 村 委 員 いじめ対策ハンドブックについては、非常にいいものができてうれしく思う。いじめの防止等に関する条例づくりから関わらせていただき、基本方針もつくったが、それだけでは現場に説明するには抽象的過ぎる点もあるため、ハンドブックを作成して説明していこうと、以前の担当の皆さんと話し合ったことを思い出しているところである。

説明にあった、4月にいじめ対策担当教諭を通じてハンドブックの活用を各学校に周知したことは、非常によかったと思う。いじめの事案が起きていないときに、きちんと説明を聞いておくことで、万が一起きたときに、一度目を通していただくからこそ、分かりやすい、役に立つということがある。

また、早期発見というのはとても大事で、ハンドブックにも項目をつくって書いてあるが、教職員の皆さんが、早期発見の大切さを知り、そうした姿勢になっているか

を各自でチェックするきっかけにもなるので、事案が起きてからではなく、定期的に、全ての学校に説明する時間を作って、聞いてもらうことが大事だと思う。

それから、ハンドブックができた時期と、コロナの時期が重なっていないため、コロナによるいじめに対して、どういう対策を打たなければならないかについては、次回の改定に回さざるを得ない。コロナ対応の中で、いじめ問題で今まで気づかなかったことや、やるべきことなど、そういう観点から情報交換、情報収集をした蓄積を、次回の改定につなげていただければと思う。

教育相談課長 次回の改定に向けて、今ご指摘あった点を踏まえながら進めていきたいと思う。

梅田委員 ハンドブックを実際に見せていただき、イラストも多く、見やすくいいと思う。

各学校での活用について周知徹底をされたということだが、学校現場は非常に忙しいため、職員会議等の中で時間をつくり、ハンドブックを開いて、例えばうちの学校はどこを重点するかなど、そういった具体的な話し合いがないと大切なものだと思う。でもなかなか活用されないということがあると思う。ぜひ、今後どのように活用したかについて聞き取ったり、あるいは上手く活用している学校の情報を共有したりしながら、ハンドブックが各学校で活用され、例えばここをもっと変えてほしいというような意見が多く出るようにしていただけたらありがたいと思う。

(4) その他

里村委員 フレッシュ先生研修ガイドブックと、中堅教諭の資質向上研修の資料を先日郵送いただき、これを見て一言お話しさせていただきたいと思う。

先生が受ける研修の充実について、教育構想に入れようとなり、44ページと45ページに「魅力ある教職の実現」という項目を立てている。その中に「教員の資質・能力の向上と人材確保」という項目を立て、仙台市として若手の先生だけではなく、中堅も含めてしっかりと研修を実施していくこととしている。

もともと教育構想をつくる際にも、先生は教えることだけを考えればいいということではないだろうとの議論があった。つまり、学校教育だけではなく、生涯教育やまちづくりの中での教育も含めて幅広く構想に入れることとした。

そういう意味で、先生にも学ぶ機会をつくり、教える側と学ぶ側とを二分するのではなく、教える側も必要に応じて学ばなければならないという考え方を教育構想の中に入れていた。そこで、教職員に対する研修について充実させようということとしたのである。

教育構想は5年にわたる中期的なビジョンなので、関係者の皆様には、現職の教職員の方々へ、頻繁には難しいと思うが、随時研修の充実を図っていただけたらと思う。

教育人事部長 1年目から4年目のフレッシュ、5年目、それに中堅職員ということで10年目や13年目など、教職員のステージごとに研修を行っている。また、管理職になれば管理職研修も行っている。加えて、トピックごと、例えばICT関係など、教育センターや各課主導での研修を行っている。

里村委員からもお話があったように、教職員がしっかり学ぶということが非常に大事であると考えており、今後もこうした研修をさらに充実させ、そのときそのときに合った研修を、議論をしていきながら行っていきたいと思う。

5 付 議 事 項

第 4 号議案 令和 4 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書採択方針について

(高校教育課長 説明)

資料に基づき説明

里 村 委 員 説明で全体像は分かったが、一つ確認しておいたほうがいいと思う点があるので、申し上げたい。

各学校は、学校ごとに設置する教科用図書調査研究委員会を通じて使用教科書を教育委員会に申請する。それから、高等学校等教科用図書協議会で審議され、教育委員会に報告をすることになっているが、この関係をきちんとしたほうがいいと思う。それは、拒否権などがあるかどうかである。つまり、各学校が申請した教科書に対して、やめたほうがいいと拒否をする、必ずしも賛成意見ばかりではなかったと付帯条項をつける、あるいは学校が提案した教科書に対して代替案を出す、そういった権限があるのか資料を見ただけではっきり分からなかったため質問をした。

高校教育課長 前例として、最近、拒否権が発動されたことはない。ただ、申請のあった教科書を学校または仙台市で使用していいか、学校で再度採択のやり直しをする必要があるかなど、協議会の有識者には公平な目で審議していただいている。学校も、持ち帰って再度検討し教育委員会に返す、こういう流れで委員会を設置させていただいている。

里 村 委 員 説明いただいたように、協議会からの報告に基づき、教育委員会事務局が学校に差し戻し、提案いただいた教科書について再考してもらうということが制度の中に入っていることを確認しておけばいいと思う。

誤解されるといけないが、拒否権がある制度はいいように思えても、必ずしもよくないところもある。そこで、協議会として拒否権はなくてもいいが、出た意見を事務局から学校にきちんと伝えていただき、学校もその意見を踏まえて、当初の案でいくか、それとも見直すかを自由に判断すればいいので、制度論として拒否権を与えていませんという整理でもいいと思う。

原案のとおり決定

第 5 号議案 令和 3 年度仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書協議会委員の委嘱等について

(高校教育課長 説明)

原案のとおり決定

第 6 号議案 令和 3 年度仙台市立義務教育諸学校教科用図書協議会委員の委嘱等について

(教育指導課長 説明)

原案のとおり決定

第 7 号議案 令和 3 年度仙台市就学支援委員会委員の委嘱等について

(特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

第 8 号議案 仙台市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る市長への意見の申出について
(スポーツ振興課長 説明)
原案のとおり決定

第 9 号議案 教育職員の人事に関する事項について
(令和 4 年度学校教育職員の人事異動方針について)
(教職員課長 説明)
原案のとおり決定

6 閉 会